

プレスリリース [2019年12月12日]

地域センターで夜間施設使用料学割制度を導入します

大学生を中心とした新たな顧客層の施設利用を促し施設利用率の向上を図るとともに、学生の地域活動を支援し地域コミュニティの活性化を図るため、2020年4月1日から、市内の地域センター11か所で、夜間の施設使用料の学生割引（学割）制度を導入します。

■ 対象施設（市民センター6か所、コミュニティセンター5か所）

市民センター (6か所)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 忠生市民センター ・ 鶴川市民センター ・ 南市民センター ・ なるせ駅前市民センター ・ 堺市民センター ・ 小山市民センター
コミュニティセンター (5か所)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木曾山崎コミュニティセンター ・ 成瀬コミュニティセンター ・ つくし野コミュニティセンター ・ 木曾森野コミュニティセンター ・ 三輪コミュニティセンター

- 対象者：市内在住または在学の18歳以上の学生
- 対象校種：大学、高等専門学校、専修学校、各種学校
- 対象使用料：夜間時間帯（午後5時30分～10時）の施設使用料
- 割引開始：2020年4月1日の施設利用から
- 割引額：半額（10円未満切り捨て）
- 申請方法

施設利用の前までに各地域センターの窓口で学生証を提示し、使用料免除申請書を提出します。

※ 団体で利用する場合は、構成員の半数以上が学生であることが必要です。

■ 本件に関するお問い合わせ先

市民部市民総務課 課長 樋口 TEL 042-724-4346